

総論～相続が発生したら

- 1 相続財産の調査
- 2 遺言書の有無の調査
- 3 相続人の調査
- 4 準確定申告の要否の確認及び申請
- 5 遺産分割協議書、相続税申告書の作成

第1章 近時登場した金融商品等

- 【1】 iDeCo（個人型確定拠出年金）
- 【2】 ETF（上場投資信託）
- 【3】 J-REIT（上場不動産投資信託）
- 【4】 NISA 口座
- 【5】 投資型クラウドファンディング
- 【6】 オプション取引
- 【7】 AI 投資・ロボアドバイザー（ファンドラップ）
- 【8】 FX 取引（外国為替証拠金取引）
- 【9】 カーボンプレジット（Jカーボンプレジット）

第2章 デジタル財産等

- 【10】 アフィリエイターアカウント
- 【11】 動画配信サービス等の収益コンテンツ
- 【12】 暗号資産
- 【13】 電子記録債権

第3章 株式・国債・商品先物取引等

- 【14】 株 式
- 【15】 個人向け国債
- 【16】 TK 持分（匿名組合出資持分）
- 【17】 商品先物取引
- 【18】 金預金（純金・プラチナ等積立）
- 【19】 海外預金（英米法系）
- 【20】 海外預金（大陸法系）

第4章 知的財産

- 【21】 著作権
- 【22】 二次的著作物
- 【23】 特許権
- 【24】 職務発明
- 【25】 ライセンス（知的財産権のライセンスする地位）

第5章 地位・権利関係

- 【26】 太陽光発電
- 【27】 ゴルフ会員権
- 【28】 リゾート会員権
- 【29】 航空会社のマイル
- 【30】 仮換地に関する権利
- 【31】 個人経営の飲食店
- 【32】 コンビニ経営
- 【33】 町医者（開業医）
- 【34】 花火製造業
- 【35】 畜産業

第6章 不動産

- 【36】 農用地区域内の農地
- 【37】 森林・山林

- 【38】 河川区域内の土地（堤外民有地）
- 【39】 被災した家屋
- 【40】 文化財建造物
- 【41】 海外の不動産（英米法系）
- 【42】 海外の不動産（非英米法系）

第7章 各種動産

- 【43】 銃砲刀剣類
- 【44】 キャンピングカー
- 【45】 漁船
- 【46】 プレジャーボート
- 【47】 建設機械
- 【48】 自家用飛行機
- 【49】 競走馬
- 【50】 墓・祭祀財産

文例のダウンロードについて

発刊によせて

ー時代が求める「新しい相続」の羅針盤としてー

■未知の財産を、確かな承継へ

デジタル財産や知的財産、特殊な不動産……。これら「非典型」な相続財産は、実務家を悩ませる課題であると同時に、故人の生きた証でもあります。本書は、そんな難解な財産を「どう扱い、どう分けるか」に焦点を当て、分割協議書の文例から税務上のポイントまでを詳説した、類を見ない実践書です。

■現場の英知を結集した執筆陣

執筆を担ったのは、東京弁護士会「法友会」の精鋭たちです。約2,800名の会員を擁する法友会の強みである「フロンティアスピリット（開拓者精神）」がいかに発揮されており、前書『非典型財産の相続実務—金融商品、デジタル財産、知的財産、地位・権利、特殊な不動産・動産等—』の好評を受け、より具体的・実践的な内容へと進化を遂げました。

■変化し続ける時代の必読書

法改正が相次ぎ、資産の形も多様化する今、専門家に求められるのは「情報のアップデート」と「当事者に寄り添う力」です。本書は、その双方を支える強力な武器となるでしょう。

相続の新しいスタンダードを提案する本書を、ぜひデスクに備え、日々の実務にお役立てください。

2026年9月

日本弁護士連合会
会長 松田 純 一

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ケース＆フロー 非典型財産の相続手続 調査・分割協議のポイントと文例

非典型財産のスムーズな
承継をサポート！

共編

中村 規代実（弁護士）
井崎 淳二（弁護士）
横山 宗祐（弁護士）
小松 達成（弁護士）

金融商品やデジタル財産
などの非典型財産を相続
する際のポイントを、フ
ローチャートに沿って解
説しています。

ケースごとに遺産分割協
議書の文例を掲げ、財産
の特定や承継のポイント
を示しています。

相続実務の第一線で活躍
する弁護士が、豊富な知
見と現場感覚に基づき執
筆しています。



購 読 者 特 典

文例データ※は
新日本法規 WEBサイトより
ダウンロードできます。

※「第6章【37】森林・山林」を除く



新日本法規 WEBサイトはこちら
（試し読みもできます）

通常
書籍

A5判・総頁286頁
定価5,280円（本体4,800円）送料410円
ISBN978-4-7882-9659-6

電子
書籍

新日本法規 WEB サイトで発売！！
定価4,840円（本体4,400円）

※閲覧はストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

新日本法規出版株式会社

本 社 〒460-0011
総務本部 名古屋市中区大須4-1-65

東京本社 〒162-8407
東京都新宿区市谷砂土原町2-6

☎ 0120-089-339 通話料無料
受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30（土・日・祝日を除く）

新日本法規WEBサイト
https://www.sn-hoki.co.jp/

(2026.9) 51004121

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

会員登録
は
お済みですか？

01
会員限定の
法令情報が読める

02
会員限定のサービスが
受けられる

03
ポイント・クーポンが
利用できる

会員登録は
こちら



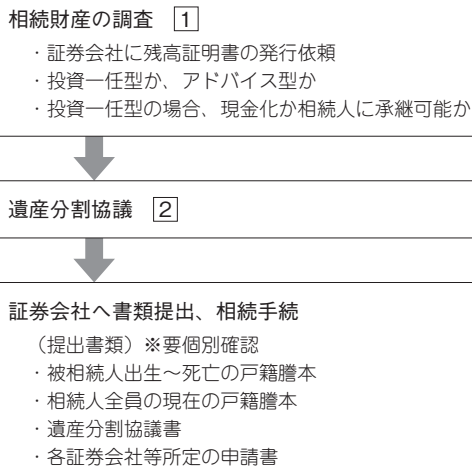
【7】 AI投資・ロボアドバイザー（ファンドラップ）

Case Aは、生前に、「投資は、B証券会社において、AI投資のロボアドバイザーを使っている。なかなか利益が出ているよ。」と話しており、相当額の投資をしているような口ぶりであった。

Aは、昨年死亡し、X1及びX2がAの財産を相続することとなったが、X1及びX2は、AI投資のロボアドバイザーとは何のことか、よく分からない。

X1及びX2が相続手続を進めるに当たり、どのような点に気を付けたらよいか。

フローチャート



フローチャートに沿って
分かりやすく解説！

第2章 デジタル財産等

【10】 アフィリエイトアカウント

Case Aは、B社のサービスを利用して趣味のブログページを開設して多数の記事を投稿し、その記事に広告を付けるためにC社というアフィリエイト・サービス・プロバイダ（ASP）に登録した。これにより、AはASPのアフィリエイトアカウントを有し、広告収入を受け取っていた。

Aは死亡したが、相続人の一人であるX1がAのアフィリエイトアカウントをそのまま引き継ぎ、継続的に広告収入を得ることは可能か。また、X1がASPとの契約を承継できない場合、X1としてはAの収益構造を引き継ぐ方法はあるか。

フローチャート

内容見本
A5判縮小

協議書に基づく各手続 ④ ⑤

- ・ASPの利用規約に即した収益権の移転手続
→承継可能であれば、ASPに連絡し必要書類を提出
→承継不可能であれば、X1名義又はX1作成の法人名義で新規アカウントを登録
- ・Aのブログ（デジタル財産）の承継手続
→ブログ自体のアカウントが承継可能であれば、サービス提供契約事業者に連絡し必要書類を提出
→承継不可能であれば、記事をダウンロード等して保存し、X1名義又はX1作成の法人名義で新規アカウントを登録

文 例

○収益性のあるブログやインターネットドメイン等、アフィリエイトアカウントとしての一切の権利・義務を相続人の一人が単独で相続する場合 **DL**

第〇条 被相続人が生前に運営していた以下のインターネットドメイン（以下「本ドメイン」という。）、及び本ドメインに存するブログ記事等に関する一切の権利は、相続人X1が単独で相続する。

ドメイン名 ○○○○.com

管理登録業者 B社^①

第〇条 本ドメイン及び本ドメインに存するブログ等のインターネット記事に関する以下の権利は、全て相続人X1に帰属するものとする。^②

- （1）著作権（動画、サムネイル、説明文等のコンテンツ）
- （2）収益権（広告収入、ASP契約等）
- （3）アカウント管理権限（ログイン情報、設定変更、動画投稿等）

のとする。他の相続人は、上記各手続に必要な書類の提供等に協力する。なお、相続人X1がC社やその他のASPとの間において、本ドメイン及び本ドメインに存し又は存したブログ等の内容を利用した新たなASP契約を締結することにつき、他の相続人は異議を述べない。^③

第〇条 相続人X1は、本ドメインの管理者であるB社に対して、被相続人の死亡及び本協議書に基づく権利承継を通知し、必要な名義変更及び収益受領手続を行うものとする。他の相続人は、上記各手続に必要な書類の提供等に協力する。なお、相続人X1がB社以外のサービスにおいて本ドメインに存し又は存したブログ等のインターネット記事の内容を投稿稿等することについて、他の相続人は異議を述べない。

＜記載上のポイント＞

- ① ドメイン名と管理登録業者により特定した例です。
- ② 具体的に取得する収益に係る権利を明示した例です。
- ③ アフィリエイトアカウントの承継に関し、他の相続人の協力が必要になる可能性を考慮して、具体的な手続と協力義務を定めています。また、アフィリエイトアカウントが承継できない場合には、X1が新たにASP契約を締結します。

解 説

【25】 ライセンス（知的財産権のライセンシーたる地位）

Case Aは、生前、個人でY社とライセンス契約を締結し、Y社の有する以下の知的財産を使用し、おしゃべりAIロボット「パテまる」の製造販売を行っていた。

- ・ロボットのおしゃべり動作プログラムの著作物
- ・人の表情を読んで会話を变えるAIシステムの発明
- ・「パテまる」の文字商標
- ・ロボットの独特な丸みを帯びた形状の意匠

Aは、先月死亡し、子のX1及びX2がAの財産を相続することとなった。X1が上記知的財産を使用し「パテまる」の製造販売を続けたい場合、どのような点に気を付けて相続手続を行えばよいか。



相続税の申告

文 例

○知的財産権のライセンシーたる地位を相続人の一人が相続する場合 **DL**

第〇条 X1は、AがY社との間で締結した、下記記載のライセンス契約（以下「本件契約」という。）におけるAの契約上の地位及び同契約に基づく一切の権利義務を相続する。

2 X1は、本遺産分割協議の成立後遅滞なく、特許庁長官に対し、下記(2)ないし(4)について相続による移転登録申請書を提出する。^①

3 X1は、本遺産分割協議の成立後遅滞なく、Y社に対し、本件契約の承継について通知し本件契約の承継のために必要な手続を行う。^②

記

契約の名称 ライセンス契約

契約締結日 令和〇年〇月〇日

利用権利、実施権及び使用権の内容

- （1）○○○○の著作物の利用権
- （2）特許番号○○○○の〔専用／通常〕実施権
- （3）商標登録番号○○○○の〔専用／通常〕使用権
- （4）意匠登録番号○○○○の〔専用／通常〕実施権

＜記載上のポイント＞

- ① 特許庁長官への届出は不要場合もあります。後述の解説を参考に届出の要否を確認し、届出が不要場合は本項は削除してください。
- ② Y社との間で届出や覚書の締結等の必要な手続を確認してください。※文例中の「……／……」は、事例に合わせていずれかを選択します。